

子どもの権利条例の策定を

問 子どもの権利条例が日本で批准され11年

が経過した。全54条からなる条例は、教育のみならず、保健、医療、福祉、文化など、子どもの人権を全ての分野にわたり、人類の英知を結集してつくられたものであり、家庭、社会、教育の場において取り組むべき課題についても述べられている。この間、学校では生徒や保護者の意見表明を保証するシステムづくりや、自治体では独自に「子どもの権利条例」をつくるなどの取り組みが進められている。子どもへの虐待や競争教育、不登校など子どもを取り巻く状況はますます厳しくなっている。子どもの権利条例がより一層、身近なものとなるよう、町民参加で「幕別町子どもの権利条例」を策定してはどうか。

教育長

平成6年に「児童の権利に関する条約」を日本が批准したにも関わらず、子どもを取り巻く環境が一向に良くならないという現実問題もあり、全国各

地で子どもの権利条例の制定に向けて動き出している」と理解している。

これまで子育て家庭や学校は地域が中心になり支えてきたが、今は、地域社会の中で子どもを見守り、育てるといふ環境は薄れ、危なくなっているという事実認識に立ち、家庭や学校、地域社会の各分野から見直し、どうすれば子どもたちを伸びやかに、健やかに育てることができるとして、幕別町に住む方々が一緒に考えて、子どもを地域で育てる機運を盛り上げるのが大事だと考えている。そのため一つの手段として、その実態に即した条例をつくり総合的に推進していくのも、まちづくり、教育行政推進策の一環であると考える。

条例の制定に向けては、

行政主導型で作成する手法から、条例の内容はもとより、条例づくりの過程を重視し、町民や子どもたちが一緒に進んでいくように参画する、住民参加型の条

例づくりを目指すことが町民の意識の向上と理解を深めることにつながると考える。

条例制定には若干時間がかかるが、引き続き多くの方々との協力と連携のもとに進めていきたいと考える。

天下りの見直しを

問 景気低迷が長引き、雇用情勢が厳しい中、

役場を退職した管理職が、町が出資する関与団体等に再就職をしている。町内では、定年退職後、職を探す人や、毎日のように職安に通う若者もいる。長年続けられてきた、このような天下りに町民から批判の声が出ている。退職された管理職の方の再就職の在り方を見直すべきではないか。

町長

毎年退職する職員の内、数名が再就職していることについては事実であるが、国などで言われている天下りとは本質的に異なると考えている。公務員の再就職の在り方については憲法上の職業選択の自由にも関係する問題であり、権

限等を背景とした押し付け的な再就職の斡旋は、当然否定されるべきである。しかし、個人の能力を活用した再就職は、社会全体における人材の有効活用という側面もあり、否定されるものでないと考えている。本年3月末に退職した職員の中から4名の方が再就職をしているが、決して町の権限で再就職の斡旋をしたものではない。逆に相手側から、求められて就職を決めたというのが実態である。

子どもの

権利条約とは？

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。

1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准し、現在、ほとんどの国が批准等をしていきます。

条約は前文と本文54条からなり、大きく分けて4つの権利（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）を子どもにも保障しています。

